

上田市交流文化芸術センター使用料について

施設の使用料は以下のとおりです。

1 上田市交流文化芸術センター使用料

利用区分			使用料						
			[午前] 午前9時 ～ 正午	[午後] 午後1時 ～ 午後5時	[夜間] 午後6時 ～ 午後10時	[昼間] 午前9時 ～ 午後5時	[昼夜] 午後1時 ～ 午後10時	[全日] 午前9時 ～ 午後10時	超過時間 1時間 につき
大ホール	全席使用 [1530席]	平日	円 24,700	円 33,000	円 41,200	円 55,000	円 71,500	円 88,000	円 11,000
		日曜日、 土曜日 及び休日	円 31,900	円 42,600	円 53,200	円 71,000	円 92,300	円 113,600	円 14,200
	1階及び 第1バルコニー 使用 [1274席]	平日	円 20,700	円 27,600	円 34,500	円 46,000	円 59,800	円 73,600	円 9,200
		日曜日、 土曜日 及び休日	円 26,500	円 35,400	円 44,200	円 59,000	円 76,700	円 94,400	円 11,800
	1階のみ使用 [1002席]	平日	円 16,200	円 21,600	円 27,000	円 36,000	円 46,800	円 57,600	円 7,200
		日曜日、 土曜日 及び休日	円 21,100	円 28,200	円 35,200	円 47,000	円 61,100	円 75,200	円 9,400
小ホール [320席]	平日	円 4,900	円 6,600	円 8,200	円 11,000	円 14,300	円 17,600	円 2,200	
	日曜日、 土曜日 及び休日	円 6,700	円 9,000	円 11,200	円 15,000	円 19,500	円 24,000	円 3,000	
大スタジオ (約250㎡)	平日	円 4,500	円 6,000	円 7,500	円 10,000	円 13,000	円 16,000	円 2,000	
	日曜日、 土曜日 及び休日	円 5,800	円 7,800	円 9,700	円 13,000	円 16,900	円 20,800	円 2,600	
中スタジオ (約50㎡)	2時間につき800円(2時間未満の端数があるときは、2時間に切り上げる。)								
スタジオ1(約20㎡) スタジオ2(約20㎡) スタジオ3(約20㎡) スタジオ4(約20㎡)	2時間につき400円(2時間未満の端数があるときは、2時間に切り上げる。)								
多目的ルーム(約170㎡)	円 3,700	円 4,900	円 6,200	円 8,300	円 10,700	円 13,200	円 1,600		
第1会議室(約18名)	円	円	円	円	円	円	円		

	700	1,000	1,200	1,700	2,200	2,700	300
第2会議室(約8名 洗面付)							
第3会議室(約8名)	円	円	円	円	円	円	円
第4会議室(約8名 応接)	300	400	500	700	900	1,100	100
第5会議室(約8名)							
和室(15畳)	円	円	円	円	円	円	円
	900	1,200	1,500	2,100	2,700	3,300	400
大ホール楽屋1 (約10名 分割可)							
大ホール楽屋2(約3名)							
大ホール楽屋3(約9名)	円	円	円	円	円	円	円
大ホール楽屋4(約9名)	800	1,000	1,300	1,800	2,300	2,800	300
大ホール楽屋5(約3名)							
大ホール楽屋6(約3名)							
大ホール楽屋7 (約14名 分割可)							
小ホール楽屋1(約3名)	円	円	円	円	円	円	円
小ホール楽屋2(約3名)	400	500	600	900	1,100	1,400	100
小ホール楽屋3(約3名)	円	円	円	円	円	円	円
小ホール楽屋4(約10名)	800	1,000	1,300	1,800	2,300	2,800	300
小ホール楽屋5(約10名)							
大スタジオ楽屋1(約5名)	円	円	円	円	円	円	円
大スタジオ楽屋2(約5名)	800	1,000	1,300	1,800	2,300	2,800	300
<p>1 利用者が営利を目的として利用する場合は、使用料に次に掲げる入場料その他これに類する金額(以下「入場料等」という。)の区分に応じる割合を乗じて得た額を加算する。ただし、多目的ルームについては、入場料等が800円以下の場合にあっては使用料の30パーセントの額を、入場料等が800円を超える場合にあっては100パーセントの額を加算する。</p> <p>(1) 入場料等が1,000円以下の場合 30パーセント</p> <p>(2) 入場料等が1,000円を超え3,000円以下の場合 60パーセント</p> <p>(3) 入場料等が3,000円を超え5,000円以下の場合 90パーセント</p> <p>(4) 入場料等が5,000円を超える場合 130パーセント</p> <p>2 入場料等に2以上の区分がある場合は、その最も高い額を入場料等とする。</p> <p>3 利用者が営利を目的としないで入場料等を徴収する場合は、使用料の30パーセントの額を加算する。</p> <p>4 利用者が練習等のため舞台のみ使用する場合は、ホール使用料の40パーセントの額を徴収する。</p>							

シャワー、トイレ付の楽屋

備考 超過時間が1時間未満のときは1時間とし、超過時間に1時間未満の端数があるときは切り上げるものとする。